

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長
会議資料

令和8年3月

認知症施策・地域介護推進課

目次

【認知症施策・地域介護推進課】

| | |
|--|-----|
| 1. 医療・介護等支援パッケージ（介護分野（介護事業所・施設のサービス継続支援事業等））について | 1 |
| ※ 介護テクノロジー導入・協働化・経営改善等支援事業は高齢者支援課の「9 介護現場の生産性向上について」、介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業は老人保健課の「1 令和8年度介護報酬改定について」にて説明。 | |
| 2. 訪問介護サービスの提供体制の確保について | 3 |
| 3. 介護支援専門員（ケアマネジャー）に関する取組について | 12 |
| 4. 地域づくりの推進について | 30 |
| 5. 地域包括支援センターの体制整備等について | 48 |
| 6. 令和8年度地域支援事業交付金について | 58 |
| 7. 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）について | 62 |
| 8. 人口減少・サービス需要の変化に応じた介護サービス提供体制の確保について | 68 |
| 9. 地域における高齢者の健康・生きがいづくりの推進について | 76 |
| 10. 被災高齢者等把握事業の活用等について | 93 |
| 11. 介護現場におけるハラスメント対策の推進について | 95 |
| 12. 地域密着型サービスの市町村域を超えた利用（広域利用）について | 102 |
| 13. 共生型サービスの普及促進について | 104 |
| 14. 介護サービス情報公表制度について | 110 |
| 15. 経営情報の見える化について | 115 |
| 16. 高齢者等終身サポート事業に関する対応について | 118 |
| 17. 公的介護保険外サービスについて | 120 |
| 18. 認知症施策関係について | |
| 18-1. 認知症施策推進計画の策定について | 122 |
| 18-2. 認知症の人に関する国民の理解の増進等について | 128 |
| 18-3. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進について | 137 |
| 18-4. 認知症の人の社会参加の機会の確保等について | 142 |
| 18-5. 若年性認知症施策について | 145 |
| 18-6. 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護について | 154 |
| 18-7. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等について | 158 |
| 18-8. 相談体制の整備等について | 164 |
| 18-9. 認知症施策に関する令和8年度予算案について | 167 |
| 18-10. その他 | 169 |
| 19. その他 | 170 |

1. 医療・介護等支援パッケージ（介護分野（介護事業所・施設のサービス継続支援事業等））について

（1）事業の早期執行について

「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）において、「医療・介護等支援パッケージ」を緊急措置することとされ、それに基づき、令和7年度補正予算において、「介護事業所等に対するサービス継続支援事業」及び「介護施設等に対するサービス継続支援事業」の実施に必要な経費を計上している。

本事業は、介護分野が、物価上昇に直面する厳しい状況であることを踏まえ、国民のいのちと暮らしを守り、安心して介護サービスを受けられる体制を整備するために緊急措置されたものであり、早期の予算執行が重要であると考えている。

この点、「令和7年度補正予算案における「介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業」、「介護事業所等に対するサービス継続支援事業」及び「介護施設等に対するサービス継続支援事業」の早期予算化について（要請）」（令和7年11月28日事務連絡）において、各都道府県における本事業の早期の予算化、早期の予算執行に係る協力を依頼しており、各都道府県におかれては本事業の趣旨を踏まえ、早期執行に向けたご配慮をいただいたところであり、これまでのご協力に感謝を申し上げますとともに、引き続き、早期執行に向けてご協力をお願いしたい。

（2）今後のスケジュールについて（予定）

本事業の追加交付決定については、「介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業に関する追加交付決定等について」（令和8年2月16日事務連絡）において方針をお示ししたとおり、各都道府県の申請受付状況を踏まえて行う予定としており、第2回国庫補助協議のスケジュールは、以下を予定しているのでご協力願いたい。

（国庫補助協議のスケジュール）

| | |
|-----------|-----------|
| 令和8年4月下旬頃 | 所要額調査 |
| 令和8年5月中旬頃 | 内示 |
| 令和8年5月下旬頃 | 交付申請書提出期限 |
| 令和8年6月中下旬 | 交付決定 |

なお、第3回国庫補助協議については、各都道府県の申請状況等を踏まえ検討するため、協議実施の有無について、別途連絡する予定である。

（3）その他留意事項

○ 繰越事務について

例年、厚生労働省大臣官房会計課から都道府県の国費事務担当者宛てに注意喚起の事務連絡を発出しているところではあるが、繰越は、繰り越すべき額が国庫にある状態ではじめて可能な手続きであり、自治体側で補助金を受け入れた場合、年度内に執行しなければ、国庫に返納しなければならないものである。そのため、

本事業の繰越を予定している都道府県におかれては、国費事務担当者とも連携を図りながら、来年度に繰り越すべき額を受け入れないよう、ご留意願いたい。

(参考)

・「令和7年度予算の執行について」

(令和8年2月13日厚生労働省大臣官房会計課予算総括班予算第三係長事務連絡)

○ 本事業と重点支援地方交付金の双方の活用について

本事業は、介護サービスに特化したきめ細かく緊急的な継続支援として、介護事業所・施設の経営状況の改善に向けた基盤を構築するものであり、地域の実情に応じた物価高への対策としての支援である重点支援交付金とは事業趣旨が異なるため、本事業と重点支援地方交付金の両方を実施することが可能となっている。各都道府県におかれては、本事業と重点支援地方交付金の双方の枠組みを活用し、介護事業所・施設に対する支援策の実施を積極的に検討願いたい。

2. 訪問介護サービスの提供体制の確保について

(1) 令和7年度補正予算等について

高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けられるようにするためには、訪問介護など在宅介護サービスの提供体制を安定的に確保していくことが重要である。

訪問介護サービスの担い手確保や経営の安定化に向けては、

- ・ 令和6年度介護報酬改定において、他のサービスに比べ高い率の処遇改善加算を措置したほか、
- ・ 報酬改定以降も、処遇改善加算の取得要件の弾力化、物価高騰や賃上げに対応する支援や令和6年度補正予算等による訪問介護事業所向けの各種支援

などを講じてきたところであるが、依然として、人手不足や物価上昇などの影響により、厳しい状況にあるものと認識している。

また、訪問介護の経営状況は、地域の特性や事業規模・事業形態等に応じて様々であり、今後は、地域におけるサービス供給の状況も踏まえつつ、高齢化や人口減少のスピード、サービス需要の変化に応じたサービス提供体制を地域の実情に応じて構築していくことが重要である。

このため、令和7年度補正予算では、介護職員の賃上げ・職場環境改善に向けた支援や、重点支援地方交付金に加えて、物価上昇の影響がある中でも介護サービスを円滑に継続するため、訪問介護の移動に伴う経費等への支援（介護事業所のサービス継続支援事業。項目1参照）のほか、都道府県・市町村が事業所の規模・形態や地域の実情に応じた最適な支援策を柔軟に実施できるよう、訪問介護等サービスの提供体制の確保に向けた総合対策（訪問介護等サービス提供体制確保支援事業）を盛り込んだところである。

訪問介護等サービス提供体制確保支援事業においては、令和6年度補正予算で措置した経験年数が短いヘルパーへの同行支援やヘルパーの常勤化への支援、協働化・大規模化の取組支援など、事業所規模や地域の特性に合わせた支援を行うほか、都市部・地方部それぞれの課題に応じた下記の支援策を新たに盛り込んでいるので、各都道府県及び市町村におかれては、管内全域の状況を丁寧に把握した上で、地域の実情に応じた支援策を積極的に活用いただくようお願いする。

なお、これらの支援策は、令和8年度当初予算案における地域医療介護総合確保基金のメニューにも同様の支援策を盛り込んでいるので、併せて、活用を検討されたい。

- 訪問介護におけるタスクシェア・タスクシフトを推進するため、都道府県等が行う訪問介護事業所と地域の多様なリソースとの協働モデルの構築や業務の役割分担ルールの策定等の支援
- 訪問介護事業所が存在しない中山間地域等に所在する通所介護事業所等の役割の多機能化（訪問機能の追加）を推進するため、訪問機能の導入に向けた伴走支援や初期費用の助成、導入後の一定期間の支援
- 中山間地域等において、地域の需要に応じた柔軟な人員配置が可能なサテライト（出張所）の設置を促進するため、サテライトの設置に向けた伴走支援や初期費用の助成、設置後の一定期間の支援

また、中山間地域などでは、利用者の事情による突然のキャンセルや利用者宅への移動にかかる負担が大きく、また、高齢者人口の減少に伴うサービス需要の縮小、季節による繁閑の激しさ等から、年間を通じた安定的な経営が難しく、サービス基盤の維持にあたっての課題となっている。

このため、令和7年12月25日に社会保障審議会介護保険部会においてとりまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見」では、「特例介護サービスの新たな類型の枠組みにおいて、安定的な経営を行うための仕組みとして、例えば、訪問介護について、現行のサービス提供回数に応じた出来高報酬と別途、包括的な評価（月単位の定額払い）を選択可能とすることが適当である」とされたところである。

厚生労働省においては、今後、こうした内容を十分に踏まえつつ、制度見直しの内容の具体化を図り、希望する自治体が、第10期介護保険事業（支援）計画期間中に包括的な評価の仕組みを実施可能とすることを目指し、必要な対応を進めていくこととしている。各都道府県及び市町村においても、その動向については注視されたい。

（2）ホームヘルパーの魅力発信のための広報事業について

訪問介護については、人材の確保が重要な課題である中、就労希望が少ない理由として、「一人で利用者宅に訪問してケアを提供することに対する不安が大きい」といった点に加え、「サービス内容ややりがいを伝える機会が少ない」といった点が多くあげられている。

こうした状況を踏まえ、令和6年度補正予算等を活用して、経験年数が短いヘルパーへの同行支援の強化への支援を行うとともに、令和7年度においては、厚生労働省の委託事業により、ホームヘルパーの魅力を伝えるためのツールとして、ポスター、リーフレット・パンフレット、動画や漫画など多様な広報資料を作成し、厚生労働省のホームページに掲載したところである。

これらの広報資材は、介護に知見を有する者だけでなく、学生などの若年層や、転職を検討しているミドルエイジ層やアクティブシニア層も念頭に置き、訪問介護の基本的な業務内容や働き方、ホームヘルパーの専門性やキャリアパス等について、現役のホームヘルパーの声も反映しながら、まとめたものとなっている。

各都道府県・市町村におかれては、管内の訪問介護事業者や学校、福祉人材センター、ハローワーク等に幅広く周知いただくとともに、自治体が実施する介護職員の採用イベント等においても、積極的にご活用いただくようお願いする。

○ホームヘルパーの魅力発信のための広報事業

https://www.mhlw.go.jp/home_helper/



【令和7年度補正予算関係（支援事業の例）】

○ 医療・介護等支援パッケージ（介護分野）

【○「医療・介護等支援パッケージ」(介護等分野)】

施策名：医療・介護等支援パッケージ(介護分野)

令和7年度補正予算額 2,721億円

① 施策の目的

- 国民のいのちと暮らしを守り、安心して医療・介護・福祉サービスを受けられる体制を整備するため、「医療・介護等支援パッケージ」を緊急措置する。
- 介護分野においては、
 - ・ 他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ・職場環境改善の支援を行う。
 - ・ 介護事業所・施設が、物価上昇の影響がある中でも、必要な介護サービスを円滑に継続するための支援等を行う。
 - ・ ICT等のテクノロジーの導入や経営の協働化、訪問介護・ケアマネジメントの提供体制の確保に向けた取組を支援する。

③ 施策の概要

ア 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業

- ・ 介護従事者に対して幅広く月1万円の賃上げ支援を実施し、生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員に対して月0.5万円を上乗せ。
- ・ 併せて、介護職員の職場環境改善を支援。人件費に充てた場合、介護職員に対して月0.4万円の賃上げに相当。

※いづれも半年分

1,920億円

ウ 介護テクノロジー導入・協働化・経営改善等支援事業

- ・ 介護記録ソフト等の介護テクノロジーの導入・定着や、経営の協働化、経営改善を支援するとともに、これらの支援を行う都道府県相談窓口等の機能強化を図り、伴走支援を充実。

220億円

② 対策の柱との関係

| I | | II | | | III | | | | |
|---|---|----|---|---|-----|---|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 1 | 2 |
| 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 1 | 2 |
| | ○ | ○ | | | | | | ○ | |

イ 介護事業所・施設の一斉サービス継続支援事業

- ・ 物価上昇の影響がある中でも、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、訪問系サービスの訪問・送迎に必要な経費、災害発生時に必要な設備・備品、介護保険施設の食料品の購入費等を支援。

※この他、施設の大規模修繕等に対する支援を実施

510億円

エ 訪問介護・ケアマネジメントの提供体制確保支援事業

- ・ 経験年数が短いホームヘルパーへの同行支援や、中山間地域等における通所介護事業所の訪問機能追加、訪問介護事業所のサテライト(出張所)の設置、居宅介護支援(ケアマネ)事業所の人材確保、シャドゥワーク等の業務負担軽減、協働化等を支援。

71億円

④ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

「医療・介護等支援パッケージ」の実施により、介護分野において、必要な人材確保、円滑なサービス継続、効率的かつ安定的な介護サービス提供が可能となる。

○ 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業

訪問介護等サービス提供体制確保支援事業の概要

令和7年度補正予算額 56.4億円

- 都道府県・市区町村が事業所の規模・形態や地域の実情に応じた最適な支援策を柔軟に実施できるよう、訪問介護等サービス提供体制の確保に向けた総合対策を行う。

人材確保体制構築支援

(支援内容 (例))

- 事業所における研修体系の構築や環境づくりの支援により、安心して働ける職場環境を整備
- ◆ 中山間・離島等地域における採用活動の経費を支援し、地域外の求職者に対する採用機会を拡大
- ◆ 経験年数が短いヘルパーへの同行支援に係る取組を支援し、ベテランヘルパーの技術を継承

新 地域の体制づくり支援

(支援内容)

- 地域の多様なリソースの活用により訪問介護におけるタスクシェア・タスクシフトを推進し、ヘルパーの負担を軽減
- ◆ 中山間・離島等地域における通所介護事業所等の役割の多機能化 (訪問機能の追加) を推進
- ◆ 中山間・離島等地域における訪問介護のサテライト (出張所) の設置を推進

経営改善支援

(支援内容 (例))

- 臨時的な事務員の雇用やコンサル活用による支援を通じて、加算制度の活用等を促進
- 登録ヘルパーが常勤職員としての雇用を希望する場合、必要な経費を支援し、常勤化を促進
- ◆ 協働化・大規模化の取組を支援し、地域の状況や事業規模を踏まえた事業者間の連携を促進

<事業規模 (イメージ) >

予算案 : 56億円 (国費ベース)
給付費 : 約1.2兆円 (年額)

<補助率>

実施主体：都道府県、市区町村
補助率：国 2 / 3、自治体 1 / 3 (地財要求)
(※) 中山間・離島等地域における取組 (◆) は、事業規模や地域特有のコスト増を踏まえ、一部取組の補助率をかさ上げ
⇒ 国 3 / 4、自治体 1 / 4 (地財要求)

○ 地域の体制づくり支援事業（訪問介護におけるタスクシェア・タスクシフトの推進支援）

【○訪問介護・ケアマネジメントの提供体制確保に対する支援】
施策名：工 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業
 地域の体制づくり支援事業（訪問介護におけるタスクシェア・タスクシフトの推進支援）
 老健局認知症施策・地域介護推進課（内線3983）
 令和7年度補正予算額 5.9億円（56億円の内数） ※医療・介護等支援パッケージ

① 施策の目的

○ 訪問介護におけるタスクシェア・タスクシフトを全国的に推進することで、介護人材の負担軽減と地域における持続可能なサービス提供体制の維持・強化を図る。

② 対策の柱との関係

| I | | II | | | | | III | | |
|---|---|----|---|---|---|---|-----|---|---|
| 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 1 | 2 |
| ○ | ○ | | | | | | | | |

③ 施策の概要

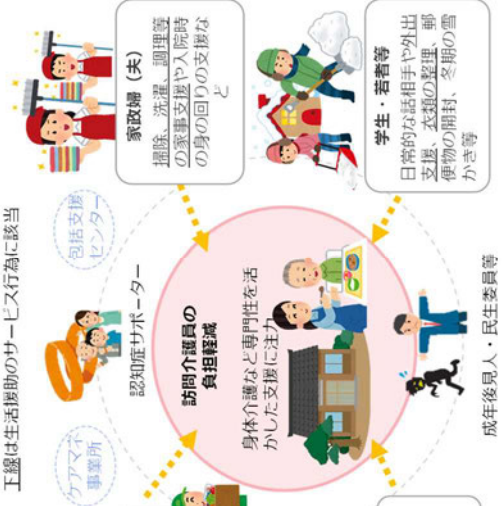
○ 訪問介護におけるタスクシェア・タスクシフトを推進するため、都道府県等が行う訪問介護事業所と地域の多様なリソースとの協働モデルの構築や業務の役割分担ルールの策定等の取組を支援する。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

- 補助対象経費：以下の取組に必要な経費
- ・ 家政婦（夫）との協働モデルの構築と研修受講要件緩和（総合事業）の検討
 - ・ 地域ボランティア・学生等とのマッチング支援（人材バンクの整備等）
 - ・ 業務の役割分担ルールの策定や実証事業の実施
 - ・ 先進的な共生型生活支援体制の構築に資する調査研究
 - ・ ケアマネ事業所や包括支援センターとの連携体制の構築等
- 実施主体：都道府県・市区町村（社会福祉協議会や福祉人材センター等への委託可能）
- 補助率：国：2/3 都道府県・市区町村 1/3
 【事業スキーム】



（参考）業務分担のイメージ



⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセセスを含む）

○ 地域の多様なリソースを地域の支援体制に組み込むことで、介護人材の負担軽減と地域における持続可能なサービス提供体制の確保が図られる。

- 地域の体制づくり支援事業（通所介護事業所等の多機能化（訪問機能の追加）の推進支援）

老健局認知症施策・地域介護推進課
(内線3983)

令和7年度補正予算額 11億円(56億円の内数)

地域での体制づくり支援事業(通所介護事業所等の多機能化(訪問機能の追加)の推進支援) ※医療・介護等支援パッケージ

① 施策の目的

○ 訪問介護事業所が存在しない中山間地域等に所在する通所介護事業所等に対して、役割の多機能化(訪問機能の追加)を支援することで、安定的な訪問介護サービスの提供体制の確保を図る。

② 対策の柱との関係

| | I | | | II | | | III | | |
|---|---|---|---|----|---|---|-----|---|---|
| 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 1 | 2 |
| | ○ | ○ | | | | | | | |

③ 施策の概要

○ 訪問介護事業所が存在しない中山間地域等に所在する通所介護事業所等の役割の多機能化(訪問機能の追加)を推進するため、訪問機能の導入に向けた伴走支援や初期費用の助成、導入後の一定期間の支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 補助対象経費
 - ・ アドバイザー配置に係る費用(人件費等)
 - ・ 訪問機能追加に必要な初期費用(備品購入費、広告費等)
 - ・ 経営安定までの定額補助費用
- 補助の対象
 - 訪問介護事業所が1か所もない、または必要なサービス提供が困難な状況(提供回数や移動距離等を勘案)にある地域に所在する、通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所
- 実施主体: 都道府県・市区町村
- 補助率: 国: 3/4 都道府県・市区町村 1/4



訪問機能導入支援
アドバイザーの派遣
・ 都道府県・市区町村に訪問機能の導入を支援するアドバイザー(訪問介護の管理者経験者等を想定)を配置し、管内の補助対象地域の通所介護事業所への伴走支援(指定制、人材育成など)を行う。

訪問機能追加に必要な初期費用の助成
・ 訪問機能の導入に必要な電動自転車や事業所のホームページの改修費用、地域住民等への広告費用、ヘルパーのユニフォームの購入費用など初期費用の財政支援を行う。

訪問機能導入から一定期間の定額補助
・ 訪問機能の導入から一定期間(6か月間又は訪問回数が300回/月に達するまでの間)訪問1回につき定額補助を行う。

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

○ 人口減少が進む中山間地域における在宅介護のインフラを迅速に再構築することで、将来にわたって安定的な訪問介護サービスの提供体制の確保が図られる。

○ 地域の体制づくり支援事業（訪問介護事業所のサテライト（出張所）設置の推進支援）

【○訪問介護・ケアマネジメントの提供体制確保に対する支援】

施策名：エ 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業

地域の体制づくり支援事業（訪問介護事業所のサテライト（出張所）設置の推進支援） ※医療・介護等支援パッケージ

令和7年度補正予算額 12億円（56億円の内数）

老健局認知症施策・地域介護推進課
（内線3983）

① 施策の目的

○ 地域の需要に応じた柔軟な人員配置が可能となるサテライトの設置を促進することで、介護ニーズが限定的な中山間・人口減少地域等における訪問介護サービスの提供体制の維持・確保を図る。

② 対策の柱との関係

| | | II | | | | | III | | |
|---|---|----|---|---|---|---|-----|---|---|
| I | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 1 | 2 | |
| 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 1 | 2 |
| ○ | ○ | | | | | | | | |

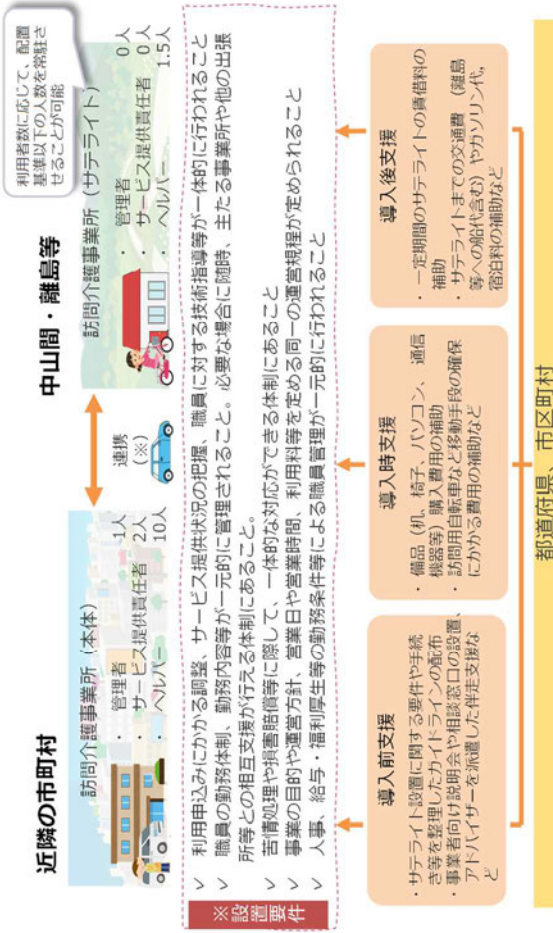
③ 施策の概要

○ 中山間地域等において、地域の需要に応じた柔軟な人員配置可能なサテライト（出張所）の設置を促進するため、サテライトの設置に向けた伴走支援や初期費用の助成、設置後の一定期間の支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

- 実施主体：都道府県、市区町村
- 具体的な補助要件や補助内容等（導入前支援）… 制度の周知や設置に向けた伴走支援（導入時支援）… 設置にかかる初期費用の助成（導入後支援）… 一定期間のランニングコストの助成など
- 補助率及びスキーム
補助率：国：3/4 都道府県・市区町村 1/4

【事業スキーム】



⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

○ サテライト設置を促進することで、中山間・人口減少地域における訪問介護サービスの提供体制の維持・確保が図られる。

○ ホームヘルパーの魅力発信のための広報事業

令和7年度厚生労働省委託事業「ホームヘルパーの魅力発信のための広報事業」

訪問介護のホームヘルパーの魅力発信の取組

高齢者が増加し、介護需要が増大する一方で、サービスの担い手である現役世代が減少していくなか、介護に知見のある人だけでなく、若者・高齢者・未経験者などより多くの人にホームヘルパーという仕事に興味を持っていただき、活躍していただけたら、その仕事の専門性の高さや魅力の伝えを伝える多様な広報教材を作成し、専用WEBサイト（厚生労働省HP）や全国会議の場等を活用しながら、幅広く発信していく。

若年層向け・ミドルエイジ向けポスター

漫画小冊子

広報動画（ショートドラマ&トークセッション）

ホームヘルパーのリアルを知るなら!

YouTube ショートドラマ&トークセッション公開中!

- ショートドラマ**
「ごめんね」と言わせない
介助のためにご利用者が言う「ごめんね」という言葉、介助が気兼ねを覚えるたびに、同じように「ごめんね」を返すうちに、介助者とホームヘルパーの距離は少しずつ近づいていく。
- ショートドラマ**
2本のスプーン
「文芸に詳しいから、スプーンが使いづらそうだからと、利用者のスプーンと交換して、喜んでくれて、そんな瞬間、いつも笑顔になります。
- ショートドラマ**
五感で支える
「文芸に詳しいから、スプーンが使いづらそうだからと、利用者のスプーンと交換して、喜んでくれて、そんな瞬間、いつも笑顔になります。
- ショートドラマ**
届かないものに気づく
いつもと違う調味料の位置、ご利用者も気づかない小さな変化に気づき、気づくとサポートする、それがホームヘルパーの仕事です。

現在ホームヘルパー向けセッションも公開中!

動画も見た感想や、訪問介護への思いを詳しく語るセッションも公開中!

動画で!マンガで!もつとわかる
こちらのWEBサイトにアクセス!



専用WEBサイト

リリースレット・パンフレット

3. 介護支援専門員（ケアマネジャー）に関する取組について

（1）介護支援専門員に関する制度改正について

団塊の世代が全て後期高齢者となり、複合的な課題を抱える世帯の増加等が見込まれるとともに、世帯構成の変化に伴い頼れる身寄りがいない高齢者等の増加も見込まれる中、介護支援専門員の役割の重要性は増大している一方で、その従事者数は横ばい・減少傾向にあり、将来的な人材確保が課題となっている。このような中で、令和6年12月に取りまとめられた、「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会」中間整理等を踏まえ、社会保障審議会介護保険部会においても議論を重ね、令和7年12月25日にとりまとめられた同部会の意見書において、介護支援専門員やケアマネジメントに関する見直しの方針が示されたところ。

本意見書において、①介護支援専門員の資格要件の見直し、②介護支援専門員の業務の在り方の整理・地域ケア会議の活用促進、③介護支援専門員の更新制・法定研修の見直し、④主任介護支援専門員の位置付けの明確化、⑤介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの在り方の見直し、⑥有料老人ホームに係る新たな相談支援の類型等について記載されている。当該意見書を踏まえて、具体的には以下の制度改正を検討しているところであり、御承知おきいただきたい。

①介護支援専門員の資格要件の見直し

介護支援専門員は、保健・医療・福祉に関する法定資格に基づく業務又は一定の相談援助業務に従事した期間が通算して5年以上である者が、介護支援専門員実務研修受講試験を受験し、合格後の介護支援専門員実務研修を修了することにより、介護支援専門員証の交付を受けて資格を取得することができる。

前述のとおり、複合的な課題を抱える世帯の増加や介護支援専門員の担い手が急激に減少していくことが見込まれることなどを踏まえ、介護支援専門員の新規入職を促進するとともに、医療・介護の連携の要として多様な背景を持つ者の参入を促進する観点から、受験対象である国家資格の範囲について拡充するとともに、実務経験年数の短縮を行う予定である。

具体的には、受験対象である国家資格について、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士、公認心理師を追加するとともに、受験要件である5年の実務経験年数について、3年に見直すことを予定しており、見直しの時期を含めた具体的な取扱いについては、今後、省令において示す予定。

②介護支援専門員の業務の在り方の整理・地域ケア会議の活用促進

介護支援専門員の業務は、ケアプランの作成のほか、利用者と直接関わるアセスメントやモニタリング等の業務、事務的な性質を有する給付管理等の業務など、様々な業務が存在しているほか、検討会の中間整理等でも指摘されているように、頼れる身寄りのない高齢者等への生活課題について、地域の適切なつなぎ先が明確化されていないことなどにより、ゴミ出し、通院時等の送迎、死後事務といった業務を、法定外業務（いわゆるシャドウワーク）として実施せざるを得ないケースも一定数生じているところ。

このため、介護支援専門員が、その専門性を一層発揮できるような環境を整備する観点から、個々の利用者に対するケアマネジメント業務に注力できるようにすることが重要であり、法定業務の中でも、ケアプラン作成等業務については、ケアプランデータ連

携システム等のICTの活用による効率化をより一層推進するとともに、給付管理を始めとする事務的な業務については、ケアマネジャーに求められる役割との関係等も踏まえて、生産性向上や適切な業務分担のための環境整備等を推進することが必要である。

さらに、頼れる身寄りがいない高齢者等への生活課題への対応として、基本的には市町村が主体となって関係者を含めて地域全体で対応を協議し、必要に応じて社会資源の創出を図るなど、利用者への切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進することが重要であり、各市町村における地域ケア会議の活用を更に推進し、実効的な課題解決につながるような取組を推進することが必要である。こうした観点から、国においては、必要な制度改正の検討や、自治体への支援策の準備を進めているところであり（項目5（1）参照）、こうした状況を注視いただきつつ、市町村における実効的な議論が図られるよう、必要な準備を進めていただきたい。

③ケアマネジャーの更新制・法定研修の見直し

ケアマネジャーの更新研修は、定期的な研修の機会を通じて、専門知識の向上を図るために重要であるが、資格の更新と研修受講との紐付けが受講者にとって負担となり、更新の有効期間切れを機に退職するという声もあったところ。

このため、上述の介護保険部会の意見書も踏まえて、

- ・ 定期的な研修受講は引き続き義務として求めつつ、受講を要件とした資格の更新制は廃止する（主任介護支援専門員についても同様）
- ・ 研修受講の負担軽減のため、分割受講等の柔軟に受講できる環境整備を行う
- ・ 研修受講の担保については、介護支援専門員本人のみでなく、介護支援専門員を雇用する事業者に対しても、必要な履行確保措置を講ずる（現に介護支援専門員の業務に従事していない者については、研修受講義務の対象外とする）

といった方向で、見直しの検討を行っているところ。

こうした見直しに係る具体的な内容や運用については、今後お示しする予定であるが、制度改正後の法定研修の実施方法の周知や、その履行確保にあたっては、研修実施者である各都道府県のご協力をお願いすることになるので、ご承知おきいただきたい。

④主任介護支援専門員の位置付けの明確化

主任介護支援専門員について、居宅介護支援事業所又は地域の介護支援専門員の活動に対する援助及び協力を行うとともに、居宅介護支援事業者、包括的支援事業者を行う者、介護サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者等の地域の関係者との連絡調整の中心的な役割を果たす者として、その位置付けを法令上明確化することを検討している。こうした内容とあわせて、居宅介護支援事業所の管理者要件（居宅介護支援事業所の管理者は原則主任介護支援専門員とすること）について、介護給付費分科会で検討していく予定であり、こうした状況について、御承知おきいただきたい。

⑤介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの在り方の見直し

介護予防ケアマネジメントの実施件数のうち約4割は地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への一部委託であるところ、地域包括支援センターの更なる業務負担軽減や、居宅介護支援事業所における円滑なケアマネジメントを促進する観点から、利用者の属性を問わず、介護予防ケアマネジメントについても居宅介護支援事業所による直接実施を可能とすることを検討している。

あわせて、介護予防支援については、介護予防ケアマネジメントにおけるケアマネジメントプロセスの効率化等を踏まえ、今後、介護予防支援のプロセスについても効率的な実施に向けた検討を行うこととしており、こうした状況について、御承知おきいただきたい。

⑥有料老人ホームに係る新たな相談支援の類型

有料老人ホームは、高齢者の多様な生活ニーズに対応する受け皿としての重要性が高まる一方で、入居者に対して、本人のニーズに必ずしも応じたものではないケアプランに基づく過剰な介護サービスの提供といった、いわゆる「囲い込み」の問題の存在が指摘されているところ。

介護保険部会の意見書を踏まえ、有料老人ホームに係る制度改正として、今般、登録制の導入の検討と併せて、ケアマネジメントの独立性確保や相談支援の機能強化の観点から、当該登録制の対象となる有料老人ホームの入居者に係るケアプラン作成と地域の生活相談のニーズに対応する新たな相談支援の類型について、居宅介護支援・介護予防支援とは別途、創設することを検討しているところ。

これにより、新たな相談支援の類型の事業者が入居者の生活に関わる様々な情報を入手することが可能となり、ケアプランの作成等において有料老人ホームと対等な立場でやりとりがしやすくなることで、いわゆる「囲い込み」対策にも資すると考えている。

この新たな相談支援の類型については、意見書において、ケアプラン作成を含めて利用者負担の対象としている特定施設入居者生活介護等との均衡の観点から、定率(原則1割)の利用者負担を求めることを検討している。

詳細な制度設計等については、今後、随時お示しする予定であるが、こうした状況について、御承知おきいただきたい。

(2) 介護支援専門員の法定研修等

(1) で記載したとおり、今後、介護支援専門員の法定研修については、研修受講の負担軽減のため、分割受講等の柔軟に受講できる環境整備等を行うこととしている。

また、令和6年末にとりまとめられた「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会」中間整理においても、全国統一的な実施が望ましい科目について、国レベルで一元的に作成する方策やオンライン受講の推進など、研修の質の確保や受講者の負担を大幅に軽減する方策について検討すること等について盛り込まれたことから、令和7年度補正予算において、ケアマネジャーの研修教材等の作成やオンライン受講の推進を行う事業を計上しているところであり、令和8年度中に研修教材等を作成する予定である。(資料1)

研修見直し後の運用等については今後検討し、お示ししていくことになるが、各都道府県におかれても、まずは、既存の制度の中で、できる限りの受講負担の軽減に努めていただきたい。

経済的負担の軽減については、地域医療介護総合確保基金において、研修を実施するために必要な経費を支援することで受講料の軽減につなげるためのメニューを設けている

(資料2)。また、法定研修について、教育訓練給付金の支給対象講座(※)として厚生労働大臣の指定を受けることにより、受講者は当該講座を受講し修了した場合、支払った受講料の一部の支給を受けることができる(資料3)。とりわけこれらの支援策が活用されていない各都道府県におかれては、積極的な活用をご検討いただき、介護支援専門員の負担軽減及び人材確保に努めて頂きたい。(資料4) なお、専門研修については、これまで教育訓練給付金の講座指定の対象外となっていたところ、令和7年10月指定分(令和7年4月申請)から対象となったことについても留意されたい。併せて、介護支援専門員が業務に従事するにあたって必要となる更新研修を含む法定研修については、業務時間として位置づけていない事業者も一定数存在するものと承知しており、こうした事業者に対して、更新研修等、参加することが業務上位置づけられている研修については、労働時間として扱うよう、管内事業者への周知をお願いしたい。

また、在宅での研修の受講を含め研修を受けやすい環境を推進することも急務である。これまで、厚生労働省では研修のオンライン化を推進するため、通信教材や「介護支援専門員研修オンライン実施の手引き」を作成し、周知してきたところである。また、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた各種規定の取扱いについて(令和5年3月31日付事務連絡)において、研修の受講だけでなく、受講の申込みや修了証等の発行等の研修に係る手続きについて、ICT等を活用してオンラインで実施することが可能である旨を周知したところであり、引き続き在宅等での環境での研修を受講しやすい環境の整備に努めていただきたい。

更に、研修開催日程や開催期間、定員等の設定に当たっては、管内の受講希望者数を把握しつつ、定員枠を拡大する、選択的な受講が可能となるよう各講義を個別開催とする等、現任の介護支援専門員として事業所に従事している者が受講しやすくすることで、受講希望者の受講機会の確保に努めていただくようお願いする。

加えて、都道府県は、研修の実施主体として、研修の質の確保に向けた研修の見直し等を行うこと等が重要であるとされているが、令和6年末にとりまとめられた「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会 中間整理」では、都道府県に置かれている研修向上委員会等の取組が非常に重要である一方で、中立性や透明性の確保について課題があるとの指摘があった。各都道府県におかれては、研修向上委員会を適切に活用して、研修の企画、実施、評価と、評価に基づく改善といった研修実施のPDCAサイクルを構築し、更な

る効率的・効果的な研修の実施方策をご検討いただくなど、研修の質の確保に向けた一層の取組をお願いする。

※ 介護分野における教育訓練給付金の対象となる研修等

特定一般教育訓練給付金：①

一般教育訓練給付金：①②

①介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項に定める介護支援専門員実務研修、同法第69条の7第2項の厚生労働省令で定めるところにより行う研修、同法第69条の8第2項本文に定める更新研修及び同項ただし書の厚生労働省令で定めるところにより行う研修、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に定める主任介護支援専門員研修及び同項第2号に定める主任介護支援専門員更新研修となる。

②その他の訓練（介護支援専門員実務研修受講試験の試験対策講座等）で、以下の期間及び時間数を満たすもの。

通学制：教育訓練期間が1か月以上1年以内であり、かつ教育訓練時間が50時間以上

通信制：教育訓練期間が3か月以上1年以内

施策名：介護支援専門員資質向上推進事業

令和7年度補正予算案 96百万円(16億円の内訳)

資料 1

① 施策の目的

- ・利用者のために質の高いケアマネジメントを実現する観点から、ケアマネジャーがケアマネジメント業務に注力することができるよう、研修受講に当たっての負担軽減を図るとともに、ケアマネジメントの質の向上を図る取組を実施することが必要。
- ・令和6年12月にとりまとめられた、「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会」中間整理においても、全国統一の実施が望ましい科目について、国レベルで一元的に作成する方策やオンライン受講の推進など、受講者の負担を大幅に軽減する方策について検討することや、適切なケアマネジメント手法の更なる普及促進について盛り込まれたところ。
- ・そのため、ケアマネジャーの研修教材等の作成やオンライン受講の推進を行うとともに、適切なケアマネジメント手法の更なる普及促進等を行うことにより、研修の負担軽減やケアマネジメントの質の向上を図る。

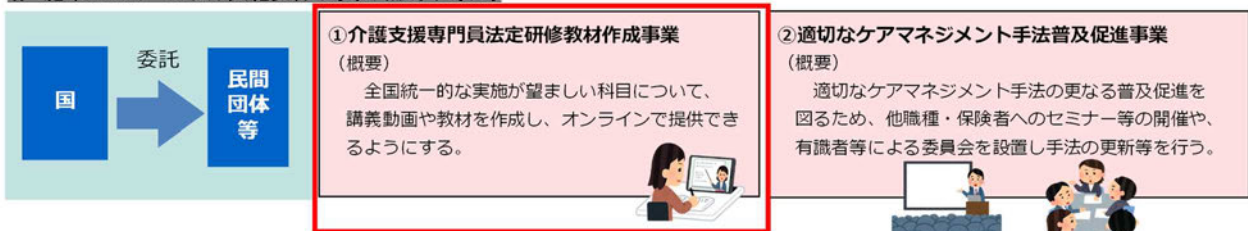
② 対策の柱との関係

| I | | | II | | | | | III | |
|---|---|---|----|---|---|---|---|-----|---|
| 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 1 | 2 |
| | ○ | | | | | | | | |

③ 施策の概要

- ・ケアマネジャーの法定研修について全国統一の実施が望ましい科目の講義動画や教材を作成し、オンラインで提供できるようにするとともに、ケアマネジメントの質の向上を図るため、適切なケアマネジメント手法の更なる普及促進や必要な更新等を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・ケアマネジャーの研修の負担軽減やケアマネジメントの質の向上を図る取組を進めることで、地域における持続的・安定的なサービス提供体制を確保する。

拡充 地域医療介護総合確保基金 (介護従事者の確保に関する事業分)
※メニュー事業の全体

資料 2

令和8年度当初予算案 86億円 (97億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」等に資する事業を支援する。

2 事業の概要・実施主体等

都道府県計画を踏まえて事業を実施。(実施主体：都道府県、負担割合：国2/3・都道府県1/3、令和6年度交付実績：44都道府県) ※下線(令和8年度補充分)

| 参入促進 | 資質の向上 | 労働環境・処遇の改善 |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における介護のしごとの魅力発信 ○ 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験 ○ 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成、支え合い活動継続のための事務支援 ○ 介護未経験者に対する研修支援 ○ 介護事業所におけるインターンシップや介護の周辺業務等の体験など、多様な世代を対象とした介護の職場体験支援 ○ 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、参入促進セミナーの実施、ボランティアセンターやシルバー人材センター等との連携強化 ○ 人材確保のためのボランティア活用支援 ○ 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進 ○ 介護福祉士国家資格取得を目指す外国人留学生や1号特定技能外国人等の受入環境整備 ○ 福祉系高校修学資金貸付、時短勤務、副業・兼業、選択的週休3日制等の多様な働き方や常勤職員として働きやすくなるための環境整備のための支援 ○ 介護人材確保のための福祉施策と労働施策の連携体制の強化 ○ 訪問介護における人材確保のためのタスクシェア・タスクシフトの推進支援 ○ 中山間・人口減少地域等に存在する通所介護事業所等の多機能化(訪問機能の追加)の推進支援 ○ 訪問介護事業所のサテライト(出張所)設置の推進支援 等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護人材キャリアアップ研修支援 <ul style="list-style-type: none"> ・経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修、喀痰吸引等研修、介護キャリア段階におけるアセッサー講習受講 ・介護支援専門員、介護相談員育成に対する研修 ・介護支援専門員法定研修講師養成及び資質向上 ○ 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施 ○ 潜在介護福祉士の再就業促進 ・知識や技術を再確認するための研修の実施 ・離職した介護福祉士の所在やニーズ等の把握 ○ チームオレンジ・コーディネーターなど認知症ケアに携わる人材育成のための研修 ○ 地域における認知症施策の底上げ・充実支援 ○ 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成 ・生活支援コーディネーターの養成のための研修 ○ 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成 ○ 介護施設等防災リーダーの養成 ○ 外国人介護人材の研修支援 ○ 外国人介護福祉士候補者に対する受入施設における学習支援 等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 新人介護職員に対するエルダーメンター(新人指導担当者)養成研修 ○ 管理者等に対する雇用改善方策の普及 ・管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催、両立支援等環境整備 ・介護従事者の負担軽減に資する介護テクノロジー(介護ロボット・ICT)の導入支援(拡充・変更) ・総合相談センターの設置等、介護生産性向上の推進 ○ 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援 ○ 子育て支援のための代替職員のマッチング等の介護職員に対する育児支援 ○ 介護職員に対する悩み相談窓口の設置 ○ ハラスメント対策の推進 ○ 若手介護職員の交流の推進 ○ 外国人介護人材受入施設等環境整備 ○ 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業 ○ 地域のケアマネジメント提供体制確保支援 等 |

- 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位、市区町村単位での協議会等の設置
- 介護人材育成や雇用管理体制の改善等に取組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営・事業者表彰支援
- 離島、中山間地域等への人材確保支援

教育訓練給付金の概要

資料 3

労働者が主体的に、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し、修了した場合に、その費用の一部を雇用保険により支給。

| | 専門実践教育訓練給付金 ＜特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練を対象＞ | 特定一般教育訓練給付金 ＜特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練を対象＞ | 一般教育訓練給付金 ＜左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練を対象＞ |
|--------|--|--|---|
| 給付内容 | <ul style="list-style-type: none"> 受講費用の50%（上限年間40万円） （6か月ごとに支給） 追加給付①：1年以内に資格取得・就職等 ⇒受講費用の20%（上限年間16万円） 追加給付②：訓練前後で賃金が5%以上上昇※1 ⇒受講費用の10%（上限年間8万円） | <ul style="list-style-type: none"> 受講費用の40%（上限20万円） 追加給付：1年以内に資格取得・就職等※1 ⇒受講費用の10%（上限5万円） | <ul style="list-style-type: none"> 受講費用の20%（上限10万円） |
| 支給要件 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 在職者又は離職後1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付金の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者 ○ 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合、専門実践教育訓練給付金は2年以上、特定一般教育訓練給付金・一般教育訓練給付金は1年以上） | | |
| 講座数 | 3,300 講座 | 1,188 講座 | 12,352 講座 |
| 受給者数 | 37,165人（初回受給者数） | 4,947人 | 73,766人 |
| 講座指定要件 | <p>次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 業務独占資格又は名称独占資格に係る養成施設の課程（4年制課程含む R7.4～） ② 専門学校等の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム 文部科学省連携 ③ 専門職大学院の課程及び外国の大学院の経営管理に関する学位課程（R7.4～） ④ 大学等の職業実践力育成プログラム 文部科学省連携 ⑤ 第四次産業革命スキル習得講座等の課程（ITSSレベル3以上）※2 経済産業省連携 ⑥ 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程 | <p>次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係る養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程等 ② 一定レベル（ITSSレベル2）の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 ※2 ③ 短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム 文部科学省連携 ④ 職業能力評価制度の検定（技能検定又は団体等検定）の合格を目指す課程（R7.4～） | <p>次のいずれかの類型に該当する教育訓練</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの ② ①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの （民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等） |

（注）講座数は令和7年10月時点、受給者数は令和6年度実績（速報値）。（※1）令和6年10月1日以降に受講開始した者について適用。（※2）令和6年10月1日付け指定から適用。

教育訓練給付金の主な指定基準について

次の類型ごとに設定される指定基準を満たす教育訓練を、厚生労働大臣による指定の対象としています。

| | 類型 | 教育訓練の期間 | 講座実績（過去3か年度のうちいずれかの年度について、以下を満たすこと） |
|------|--|--|--|
| 専門実践 | 業務独占資格又は名称独占資格に係るいわゆる養成施設の課程 | ○原則、1年以上3年以内であり、かつ当該資格の取得に必要な最短期間（最短の養成期間が3年の場合は、4年の養成課程も対象） | 入講者の受検率80%以上 合格率が全国平均以上 就職・在職率80%以上 |
| | 専門学校等の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム | ○職業実践専門課程：2年 ○キャリア形成促進プログラム ・専門課程：1年以上2年未満 ・特別の課程（履修証明プログラム）：120時間以上かつ2年未満 | 就職・在職率80%以上 |
| | 専門職大学院の専門職学位課程及び外国の大学院の学位を取得するための課程 | | 就職・在職率80%以上（法科大学院は全受検者の平均合格率以上） 直近の認証評価（機関別評価及び分野別評価）で適合相当最新の入学定員に占める定員充足率60%以上 |
| | 専門職大学院の専門職学位課程 例）教職大学院、法科大学院 等 | ○2年以内 （資格取得につながるものは、3年以内であり、かつ取得に必要な最短期間） | 就職・在職率80%以上 経営管理に関する国際認証の取得 等 |
| | 外国の大学院の経営管理に関する学位課程 | | 就職・在職率80%以上 （大学院における正規課程） 就職・在職率80%以上 及び 最新の入学定員に占める定員充足率60%以上 |
| | 大学等の職業実践力育成プログラム | ○正規の課程：1年以上2年以内 ○特別の課程（履修証明プログラム）：120時間以上かつ2年以内 | 就職・在職率80%以上 |
| 特定一般 | 第四次産業革命スキル習得講座等の課程 第四次産業革命スキル習得講座 （IT分野：ITスキル標準レベル3以上、IT活用分野：ITスキル標準レベル4相当） 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程（ITスキル標準レベル3以上） | 30時間以上かつ2年以内 | 就職・在職率80%以上 |
| | 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程 | ○専門職大学の正規の課程及び大学の専門職学科の課程：4年以内 ○専門職短期大学の正規の課程及び短期大学の専門職学科の課程：3年以内 | 就職・在職率80%以上 認証評価（機関別評価及び分野別評価）で適合相当最新の入学定員に占める定員充足率60%以上 |
| | 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係るいわゆる養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程 | ○通学制：1か月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上 ○通信制：3か月以上1年以内 ○養成課程：3年以内かつ訓練期間及び時間の下限を適用しないこと | 入講者の受検率80%以上 合格率が全国平均以上 就職・在職率80%以上 |
| | 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程（ITスキル標準レベル2） | ○通学制：1か月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上 ○通信制：3か月以上1年以内 | 入講者の受検率80%以上 合格率が全国平均以上 就職・在職率80%以上 |
| | 短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム | ○通学制：1か月以上1年以内であり、かつ時間が60時間以上 ○通信制：3か月以上1年以内 | 就職・在職率80%以上 |
| | 職業能力評価制度（技能検定又は団体等検定）の合格を目標とする課程 | ○通学制：1か月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上 ○通信制：3か月以上1年以内 | 入講者の受検率80%以上 合格率が全国平均以上 就職・在職率80%以上 |
| 一般 | 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの | ○通学制：1か月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上 ○通信制：3か月以上1年以内 ○養成課程：3年以内かつ訓練期間及び時間の下限を適用しないこと、取得に必要な最短期間であること ○大学院修士・博士課程：3年以内 | 修了者に占める目標資格の受検者の割合50%以上 全国平均の合格率の80%以上の合格率 |
| | 上記に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの（民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等） | ○通学制：1か月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上 ○通信制：3か月以上1年以内 | 修了者に占める目標資格の受検者の割合50%以上 全国平均の合格率の80%以上の合格率 |

令和6年度介護支援専門員の法定研修受講者負担

資料 4

※地域医療介護総合確保基金を活用している場合は赤字としている。

| 都道府県名 | 実務研修 | 専門研修 (I) | 専門研修 (II) | 再研修 | 更新研修 (未経験者) | 更新研修 (経験者【初回】) | 更新研修 (経験者【2回目】) | 主任介護支援 専門員研修 | 主任介護支援 専門員更新研修 |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|----------------|-------------------|--------------------|---------------------------|---------------------------|
| 北海道 | 76,950円 | 33,000円 | 26,000円 | 53,350円 | 53,350円 | 59,000円 | 26,000円 | 57,000円 | 43,000円 |
| 青森県 | (※5) 38,000円 | (※5) 19,500円 | (※5) 14,500円 | (※5) 26,000円 | (※5) 26,000円 | (※5) 34,000円 | (※5) 14,500円 | (※5) 39,500円 | (※5) 37,000円 |
| 岩手県 | 52,600円 | 26,980円 | 26,080円 | 43,700円 | 43,700円 | 53,060円 | 26,080円 | 38,300円 | 25,300円 |
| 宮城県 | 46,800円 | 31,500円 | 22,400円 | 31,500円 | 31,500円 | 53,900円 | 22,400円 | 42,000円 | 33,000円 |
| 秋田県 | 57,140円 | 20,280円 | 20,500円 | 31,800円 | 31,800円 | 39,780円 | 20,500円 | 34,400円 | 34,400円 |
| 山形県 | 57,780円 | 30,280円 | 19,180円 | 34,780円 | 34,780円 | 49,460円 | 19,180円 | 41,400円 | 28,900円 |
| 福島県 | 54,800円 | 33,280円 | 23,180円 | 39,800円 | 39,800円 | 56,460円 | 23,180円 | 50,400円 | 36,400円 |
| 茨城県 | 62,000円 | 39,200円 | 27,000円 | 43,800円 | 43,800円 | 66,200円 | 27,000円 | 54,450円 | 35,200円 |
| 栃木県 | (※5) 51,000円 | (※5) 39,000円 | (※5) 26,000円 | (※5) 32,000円 | (※5) 32,000円 | (※5) 65,000円 | (※5) 26,000円 | (※5) 49,000円 | (※5) 34,000円 |
| 群馬県 | 58,780円 | 38,280円 | 26,400円 | 43,780円 | 43,780円 | 64,680円 | 26,400円 | 51,400円 | 41,400円 |
| 埼玉県 | 60,000円 | 43,000円 | 32,000円 | 42,000円 | 42,000円 | 75,000円 | 32,000円 | 49,000円 | 46,000円 |
| 千葉県 | 77,800円 | 43,280円 | 32,400円 | 50,800円 | 50,800円 | 75,680円 | 32,400円 | 57,400円 | 47,400円 |
| 東京都 | 44,600円 | 34,500円 | 23,800円 | 28,500円 | 28,500円 | 58,300円 | 23,800円 | 52,600円 | 38,000円 |
| 神奈川県 | 60,390円 | 43,220円 | 32,200円 | 42,700円 | 42,700円 | 75,420円 | 32,200円 | 50,900円 | 40,700円 |
| 新潟県 | 59,000円 | 44,000円 | 27,000円 | 42,000円 | 42,000円 | 71,000円 | 27,000円 | 48,000円 | 40,000円 |
| 富山県 | (※5) 40,000円 | (※5) 27,000円 | (※5) 19,000円 | (※5) 25,000円 | (※5) 25,000円 | (※5) 46,000円 | - (※3) | (※5) 44,000円 | (※5) 28,000円 |
| 石川県 | 52,800円 | 28,280円 | 16,180円 | 36,800円 | 36,800円 | 44,460円 | 16,180円 | 47,400円 | 40,400円 |
| 福井県 | 59,540円 | 38,280円 | 29,180円 | 38,800円 | 38,800円 | 67,460円 | 29,180円 | 55,000円 | 39,000円 |
| 山梨県 | 53,000円 | 35,000円 | 20,000円 | 38,000円 | 38,000円 | - (※3) | - (※3) | 54,400円 | 45,400円 |
| 長野県 | 59,400円 | 34,060円 | 18,340円 | 41,600円 | 41,600円 | 52,400円 | 18,340円 | 47,200円 | 56,400円 |
| 岐阜県 | 68,300円 | 37,300円 | 24,400円 | 41,000円 | 41,000円 | 61,700円 | 24,400円 | 60,900円 | 43,000円 |
| 静岡県 | 66,100円 | 37,400円 | 31,400円 | 48,850円 | 48,850円 | 68,800円 | 31,400円 | (※5) 50,000円 | (※5) 40,000円 |
| 愛知県 | 68,400円 | 43,480円 | 32,780円 | 45,400円 | 45,400円 | 76,260円 | 32,780円 | 66,000円 | 60,500円 |
| 三重県 | 59,780円 | 40,880円 | 29,800円 | 42,800円 | 42,800円 | - (※3) | - (※3) | 34,800円 | 24,400円 |
| 滋賀県 | 54,460円 | 32,160円 | 19,540円 | 37,180円 | 37,180円 | 51,700円 | 19,540円 | 38,000円 | 26,260円 |
| 京都府 | 63,780円 | - (※3) | - (※3) | 43,880円 | 43,880円 | 83,680円 | 37,400円 | 57,400円 | 44,990円 |
| 大阪府 | 73,780円 | 42,950円 | 30,800円 | 47,070円 | 47,070円 | 73,750円 | 30,800円 | 56,300円 | 36,500円 |
| 兵庫県 | 66,440円 | 40,500円 | 21,400円 | 32,640円 | 32,640円 | 61,900円 | 21,400円 | 57,000円 | 39,500円 |
| 奈良県 | 59,000円 | 37,000円 | 24,000円 | 40,000円 | 40,000円 | 61,000円 | 24,000円 | (※4) 51,400円 (45,400円) | (※4) 44,400円 (40,400円) |
| 和歌山県 | 65,500円 | 40,500円 | 28,500円 | 44,500円 | 44,500円 | 69,000円 | 28,500円 | 66,000円 | 44,500円 |
| 鳥取県 | 52,780円 | 37,280円 | - (※3) | 36,780円 | 36,780円 | 59,680円 | 22,400円 | 40,000円 | 30,400円 |
| 島根県 | 22,780円 | 17,040円 | 14,160円 | 16,800円 | 16,800円 | 31,200円 | 14,160円 | 24,400円 | 24,160円 |
| 岡山県 | 44,200円 | 25,860円 | 16,460円 | 30,700円 | 30,700円 | 42,320円 | 16,460円 | 39,360円 | 27,060円 |
| 広島県 | 71,800円 | 39,280円 | 28,400円 | 44,800円 | 44,800円 | 67,680円 | 28,400円 | 62,000円 | 42,400円 |
| 山口県 | 62,700円 | 35,280円 | 26,400円 | 35,500円 | 35,500円 | 61,680円 | 26,400円 | 50,000円 | 40,000円 |
| 徳島県 | 54,780円 | 33,280円 | 20,400円 | 37,780円 | 37,780円 | 53,680円 | 20,400円 | 39,400円 | 27,400円 |
| 香川県 | 62,800円 | 32,000円 | 28,000円 | 47,800円 | 47,800円 | 60,000円 | 28,000円 | 39,000円 | 41,000円 |
| 愛媛県 | 66,800円 | 48,280円 | 29,180円 | 53,800円 | 53,800円 | 77,460円 | 29,180円 | 56,400円 | 50,400円 |
| 高知県 | 57,800円 | 34,280円 | 27,180円 | 38,800円 | 38,800円 | 61,460円 | 27,180円 | 42,000円 | 37,400円 |
| 福岡県 | 58,000円 | 38,000円 | 28,000円 | 38,000円 | 38,000円 | 66,000円 | - (※3) | 30,000円 | 40,000円 |
| 佐賀県 | 50,000円 | 30,000円 | 30,000円 | 50,000円 | 50,000円 | 60,000円 | 30,000円 | 40,000円 | 30,000円 |
| 長崎県 | 59,000円 | 30,280円 | 23,400円 | 36,000円 | 36,000円 | 53,680円 | 23,400円 | 42,400円 | 35,400円 |
| 熊本県 | 67,800円 | 25,000円 | 22,000円 | 35,000円 | 35,000円 | 47,000円 | 22,000円 | 38,000円 | 32,000円 |
| 大分県 | 50,000円 | 35,000円 | 23,000円 | 38,800円 | 38,800円 | 58,000円 | 23,000円 | 44,400円 | 36,400円 |
| 宮崎県 | 56,780円 | 29,280円 | 24,400円 | 42,780円 | 42,780円 | 53,680円 | 24,400円 | 40,400円 | 34,400円 |
| 鹿児島県 | 60,800円 | 33,280円 | 25,400円 | 44,800円 | - (※3) | - (※3) | - (※3) | 42,400円 | 35,400円 |
| 沖縄県 | 38,800円 | 27,280円 | 24,400円 | 38,800円 | 38,800円 | - (※3) | - (※3) | 40,400円 | 28,400円 |
| 平均 | 57,565円 | 34,452円 | 24,772円 | 39,510円 | 39,395円 | 59,734円 | 25,072円 | 47,031円 | 37,637円 |

※1:自治体内で複数の研修実施事業者が実施している場合は、その平均値としている。 ※2:小数点以下は四捨五入。
 ※3:専門研修(I)(II)に振り替えて実施している等の理由により未実施。 ※4:括弧内はオンラインの場合の金額。
 ※5:指定のテキストを受講者各自で用意するため、教材費を含んでいない。

【出典】厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課調べ

(3) 居宅介護支援事業所の管理者要件

居宅介護支援事業所の管理者については、令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者の事業所は、当該者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予することとされ、令和3年4月1日以降に新たに管理者となる者に対しては、経過措置は適用されず、主任介護支援専門員であることが求められている。

各都道府県におかれては、改めて御了知いただくとともに、引き続き管内市町村や居宅介護支援事業者等に対して周知いただくよう協力をお願いします。

また、経過措置が適用されている者に対しては、管内市町村と状況の共有や連携を図り、主任介護支援専門員研修の受講を推進するなど、きめ細やかな対応を引き続きお願いします。

さらに、令和6年4月より、介護予防支援の指定対象が拡大され、指定居宅介護支援事業者も指定を受けられるようになったが、指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の管理者には主任介護支援専門員を配置する必要があり、本経過措置規定の適用を受けている指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援事業者としての指定を受けることはできないため、引き続きご留意いただきたい。

なお、主任介護支援専門員の在り方については、介護保険部会の意見書の中で、「位置付けを明確化することが適当」とされるとともに「居宅介護支援事業所の管理者要件についても引き続き介護給付費分科会で検討していくことが適当」とされているところであり、今後主任介護支援専門員の役割や位置付けを検討していくところであるので、注視いただきたい。

(4) 適切なケアマネジメント手法の策定の取組等について

「適切なケアマネジメント手法」は、介護支援専門員によるケアマネジメントの実践に当たり、これまで培われてきた知見に基づいて想定される支援内容を体系化し、その必要性や具体化を検討するためのアセスメント・モニタリングの項目を整理したものであり、一定以上のケアマネジメントの水準を確保するとともに、他の職種と連携する際の「共通言語」として活用されることも期待されるものである。(資料5)

これまでの調査研究事業において、「適切なケアマネジメント手法」の策定を行うとともに、「手引き」や解説動画の作成等の普及促進に取り組んできており、令和6年度からは法定研修のカリキュラムとして組み入れたところ。

令和7年度には、「適切なケアマネジメント手法の普及推進に向けた調査研究事業(令和7年度老人保健健康増進等事業)」(株)日本総合研究所実施)において、更なる普及促進を図るため、「適切なケアマネジメント手法」令和7年度改訂版の作成や、事例に応じて着目すべき視点の検証、疾患別ケアに関する解説動画の作成・セミナーの実施、他職種連携や自治体における手法の活用状況の把握を実施している。今後、その結果を踏まえた成果物を作成し、事業終了後、各都道府県、関係団体等に周知する予定である。

今後も、適切なケアマネジメント手法の一層の普及促進が必要であり、令和7年度補正予算において引き続き取組を計上しているところである。(資料6)

各都道府県におかれては、本手法についてご理解いただくとともに、ケアマネジャー以外の関係者も含めて、本手法の確実な定着が図られるよう、協力をお願いする。

経緯・背景

- 介護保険制度創設以降、ケアマネジャーの作成するケアプランやケアマネジメントにばらつきがあるとの指摘がなされてきた。
- ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）において、適切なケアマネジメント手法の普及を図ることとされたことを踏まえ、ケアマネジメントのばらつきの要因と考えられる、個々の介護支援専門員の属人的な認識（知識）を改め「支援内容」の平準化等を図るため、平成28年度より複数年かけて手法の策定・普及を進めてきた。

これまでの取組

- 平成28年度：脳血管疾患・大腿骨頸部骨折がある方のケアの検討
- 平成29年度：心疾患（心不全）がある方のケアの検討
- 平成30年度：認知症がある方のケアの検討
- 令和元年度：誤嚥性肺炎の予防のためのケアの検討
- 令和2年度：基本ケアを中心とした手法の再整理等
- 令和3年度：研修プログラムの開発・試行
- 令和4年度：疾患以外の高齢者の特徴に着目した手法の検討
- 令和5年度：手法の認知・導入に向けたツールの検討等
- 令和6年度：法定研修への導入

（参考）ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）

介護離職ゼロの実現

希望する介護サービスの利用（介護基盤の供給）

① 高齢者の利用ニーズに対応した介護サービス基盤の確保

- ・ 自立支援と介護の重度化防止を推進するため、介護記録のICT化を通じた業務の分析・標準化を進める。これにより、適切なケアマネジメント手法の普及を図るとともに、要介護度の維持・改善の効果を上げた事業所への介護報酬等の対応も含め、適切な評価の在り方について検討する。

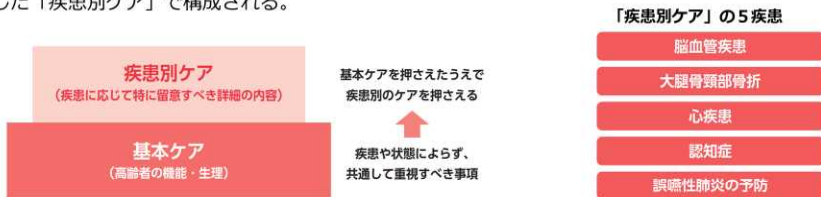
※ロードマップ

| | H28FY | H29FY | H30FY | R1FY | R2FY | R3FY | R4FY | R5FY | R6FY | R7FY | R8FY~ |
|------------------|---------------------------------|---------------------|---|------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 適切なケアマネジメント手法の策定 | 標準化に向けた分析手法の検討/ケアマネジメントの先進事例の収集 | 分析、適切なケアマネジメント手法の策定 | 適切なケアマネジメント手法の検証・見直し 適切なケアマネジメント手法を踏まえたケアマネジメントの実施 | | | | | | | | |

適切なケアマネジメント手法の概要

適切なケアマネジメント手法の構成

- 「適切なケアマネジメント手法」は、ケアマネジャーの実践知と各職域で培われてきた知見に基づいて想定される支援内容を体系化し、その必要性や具体化を検討するためのアセスメント/モニタリングの項目を整理したもの。
- 本人の状態や有する疾患によらず共通して重視すべき視点や事項を整理した「基本ケア」と、疾患に応じて特に留意すべき点等を整理した「疾患別ケア」で構成される。



引用：日本総合研究所、「適切なケアマネジメント手法」の手引き（令和2年度老人保健健康増進等事業「適切なケアマネジメント手法の普及促進に向けた調査研究事業」）

「基本ケア」及び「疾患別ケア」の項目構成

- 「基本ケア」及び「疾患別ケア」では、①想定される支援内容、②支援の概要・必要性、③適切な支援内容とするための関連するアセスメント/モニタリング項目等を一体的に整理している。

| 想定される支援内容 | | | | 支援の概要・必要性 | 適切な支援内容とするための関連するアセスメント/モニタリング項目等 | | |
|-----------|-----|-----|---|---|--|------------|----------|
| (基本方針) | 大項目 | 中項目 | 想定される支援内容(小項目) | 支援の概要・必要性 | 主なアセスメント項目 | 主なモニタリング項目 | 相談すべき専門職 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 尊厳の保持や自立支援に基づく基本的な考え方 ・ 疾患への医療的なアプローチにとどまらず、本人や家族の疾患への理解促進や状況が変化した際の体制構築など、ケアマネジメントが果たすべき役割を踏まえたもの | <ul style="list-style-type: none"> ・ どのような支援を、誰が行うか、その支援がなぜ必要になり得るかを列挙したもの | <ul style="list-style-type: none"> ・ 想定される支援内容ごとに、その必要性や妥当性を判断するために確認すべき主なアセスメント/モニタリング項目、その際に相談すべき専門職を列挙したもの | | |

出典：日本総合研究所、「適切なケアマネジメント手法」の手引き（令和2年度老人保健健康増進等事業「適切なケアマネジメント手法の普及促進に向けた調査研究事業」）

① 施策の目的

- ・利用者のために質の高いケアマネジメントを実現する観点から、ケアマネジャーがケアマネジメント業務に注力することができるよう、研修受講に当たっての負担軽減を図るとともに、ケアマネジメントの質の向上を図る取組を実施することが必要。
- ・令和6年12月にとりまとめられた、「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会」中間整理においても、全国統一的な実施が望ましい科目について、国レベルで一元的に作成する方策やオンライン受講の推進など、受講者の負担を大幅に軽減する方策について検討することや、適切なケアマネジメント手法の更なる普及促進について盛り込まれたところ。
- ・そのため、ケアマネジャーの研修教材等の作成やオンライン受講の推進を行うとともに、適切なケアマネジメント手法の更なる普及促進等を行うことにより、研修の負担軽減やケアマネジメントの質の向上を図る。

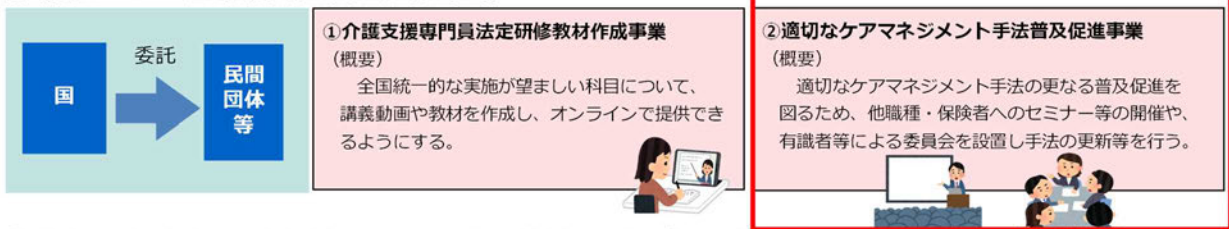
② 対策の柱との関係

| I | | | II | | | | | III | |
|---|---|---|----|---|---|---|---|-----|---|
| 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 1 | 2 |
| | ○ | | | | | | | | |

③ 施策の概要

- ・ケアマネジャーの法定研修について全国統一的な実施が望ましい科目の講義動画や教材を作成し、オンラインで提供できるようにするとともに、ケアマネジメントの質の向上を図るため、適切なケアマネジメント手法の更なる普及促進や必要な更新等を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・ケアマネジャーの研修の負担軽減やケアマネジメントの質の向上を図る取組を進めることで、地域における持続的・安定的なサービス提供体制を確保する。

(5) ケアプラン点検について

ケアプラン点検は、ケアプランがケアマネジメントプロセスを踏まえ、「尊厳の保持」、「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているか、基本的な事項を介護支援専門員とともに検証確認しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」とは何かを追求し、その普遍化を図り適切な給付の実施を支援するため、各市町村において取り組まれている。令和6年末にとりまとめられた「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会 中間整理」においては、上記の趣旨とともに、ケアプラン点検は、基準違反や報酬の返還を目的とする指導監査的な視点ではないとの指摘があり、留意して実施いただくよう管内市町村に対して周知いただきたい。

また、国においては、効果的・効率的なケアプラン点検の実施を支援するため、「ケアプラン点検に係るマニュアル及びA Iを活用した支援ツールに関する調査研究事業」（令和6年度老人保健健康増進等事業）（（株）NTTデータ経営研究所実施）において、「ケアプラン点検項目」や「ケアプラン点検支援ツール」の見直しに向けた検討等を行い、「ケアプラン点検項目」、「ケアプラン点検項目マニュアル」、「ケアプラン点検支援ツール」、「ケアプラン点検支援ツールマニュアル」を更新し、厚生労働省のホームページに掲載したところである。

今年度実施している「ケアプラン点検の効果的な実施方法に関する調査研究事業」（令和7年度老人保健健康増進等事業）（（株）NTTデータ経営研究所実施）においては、「ケアプラン点検項目」及び「ケアプラン点検支援ツール」のほか、令和6年度事業において開発した「ケアプラン点検のためのアセスメント様式案」及び「点検項目・項目マニュアル_セルフチェック版」のブラッシュアップに向けた検討等を行っているところであり、その成果物等については、事業終了後に周知する予定である。